

(昭和61年1月21日民二第483号民事局長依頼)

日本弁護士連合会事務総長 殿
日本司法書士会連合会会長 殿
日本土地家屋調査士会連合会会長 殿
日本税理士会連合会会長 殿
全国社会保険労務士会連合会会長 殿
弁理士会会長 殿
日本海事代理士会会長 殿
日本行政書士会連合会会長 殿

法務省民事局長

戸籍謄本等の請求について

戸籍制度の適正，円滑な運営につきましては，平素格別の御理解と御協力をいただき，厚くお礼申し上げます。

さて，戸籍，除籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求については，その事由を明らかにするものとされておりますが，弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士又は行政書士（以下「弁護士等」という。）の資格を有する者が職務上請求する場合には，請求事由を明らかにすることを要しないものとされております（戸籍法第10条第2項，第12条の2第1項，戸籍法施行規則第11条第3号，第11条の2第1項参照）。これらの資格者について，上記のような例外的措置が認められているのは，その職務上他人の戸籍謄本等を利用する機会が多いこと，また他面，法律によって職務上の守秘義務が定められていること等から，その請求を認めてもプライバシーの侵害等につながるおそれがないと考えられること等諸般の事情が考慮された結果によるものであります。従って，これらの資格者の請求はあくまでもその職務上必要とする場合に限って認められるものであることは申すまでもありません。

この制度の趣旨の周知徹底方及び戸籍謄本等の交付請求の際の職印の押なつ方等につきましては，昭和51年11月10日付け法務省民二第5,803号をもってお願いし，御協力をいただいていたところではありますが，過般，新聞等で報道され

ましたように、弁護士等でない者がその資格を詐称して不正に戸籍の謄本等の交付を受けるといった事件が発覚いたしました。

これは戸籍の公開制度を著しく踏みにじる極めて遺憾な事件であり、今後同様の不正事件の発生を防止するためには、請求者の資格の確認等についてより一層慎重な取扱いをする必要があると考えます。

つきましては、上記事情を御考察の上、不正請求の防止に万全を期するため、貴会員に再度上記制度の趣旨の徹底方をお願いいたしますとともに、下記事項についても特段の御配慮と御協力をお願いいたします。

なお、この旨御配慮いただいたときは、その内容について当職あて御通知いただきたくお願いいたします。

記

- 1 市区町村の窓口における戸籍謄本等の請求者の資格の審査をなお一層的確かつ円滑にするため、請求書には、その氏名、事務所所在地及び資格を具体的に記載し、職印（職印の制度がないときは、職務上使用する印）を押なつするほか、その会員の所属する会の名称、会員登録番号及び事務所の電話番号をも記載願いたい。

また、郵便による請求の場合には、戸籍謄本等の送付先は請求者（会員）の事務所あてとするよう願いたい。

なお、使者（事務所、補助者等）を介して請求する場合は、使者であることを明らかにするため、その住所、氏名を請求書に明示願いたい。

- 2 請求者の資格の審査に当たっては、市区町村の窓口において、身分証明書等資格を証する書面等の提示を求めるともがあるので、請求者又はその事務員、補助者等の章、身分証明書（会又は会員が発給するもの）等を携帯願いたい。

また、資格の有無について疑義が生じたときは、市区町村の窓口において請求者の事務所、その所属する会等に照会することがあるので、御協力願いたい。

- 3 貴会又はその各単位会において、実情に応じ、統一請求用紙を作成し（別添様式案(1)、(2)（様式案(2)については自治省と協議済み）参照）、これにより請求願うとともに、会員以外の者が当該用紙を入手又は利用することを防止する措置を講ずるよう御配慮願いたい。

なお、別添様式において、使用目的欄の記載を求める趣旨は、資格詐称等虚偽の請求の防止を図るため、便宜簡記を願うものである。

おって、統一用紙を作成された場合には、当職あて御通知願いたい。

- 4 この依頼の趣旨の具体的取扱い方について、地元戸籍事務協議会等から、貴会単位会等に協議方要請があった場合には、しかるべく御協力願いたい。

別紙様式案(1) (戸籍謄本等の請求にのみ使用する場合)

戸籍謄本等職務上請求書

長 殿 昭 和 年 月 日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍	謄本・抄本	通
本 籍			
筆頭者の氏名			
抄本の場合は 請求に係る者 の氏名			
仕 様 目 的 ・ 提 出 先			
請 求 者 事務所所在地	○ ○ 会 所 属 事 務 所	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">職 印</div>	
資 格 名 氏	○ ○ ○ 士		
登 録 (会 員 番 号 及 び 電 話 番 号)	登 録 (会 員) 番 号 号	電 話 () - 番	
使 者 住 所 氏 名	請 求 者 と の 関 係 (補 助 者 , 事 務 員) 印		

(○○会統一用紙)

○○会事務局 電話 () -

様式案(2) (戸籍謄本等・住民票写し等の請求の双方に使用する場合)

戸籍謄本
等職務上請求書
住民票の写し

長 殿 昭 和 年 月 日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍	謄本・抄本	通
	住民票・除票・戸籍の附票の写し		
	住民基本台帳の閲覧		
本籍・住所 (1)			
筆頭者の氏名・ 世帯主の氏名(2)			
請求に係る者の 氏名・範囲 (3)			
住基法12条3項 による特別の 請求事項 (4)			
使用目的・ 提出先			
請求者 事務所所在地 資 格 氏 名	○○会所属 事 務 所 ○○○士		職印
登録(会員)番号 及び電話番号	登録(会員)番号 号	電 話 ()- 番	
使 者 住 所 氏 名	請求者との関係 (補助者・事務員)		印

[○○○会統一用紙] ○○○会事務局電話 ()- 番

注(1)(2)欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3)欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また、住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。

(4)欄… 住基法12条3項による特別の請求事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法7条4号・5号及び9号から13号までに掲げるものをいう。

作成上の注意

- 1 住民票の請求と共通の用紙を作成する場合は別紙様式案(2)
- 2 用紙は着色印刷（用紙又は文字に着色する）とし、コピーしたものは使用しないことが望ましい。